

## 民事訴訟法が大幅に改正されました(前半) ～民事裁判手続のIT化について～

松永 崇

Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら



### 1 はじめに

2022年5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律<sup>1</sup>(以下「改正民事訴訟法」又は「改正法」という。)が成立しました。

その内容は、民事裁判手続のIT化を主としたものです。現在、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等についても、IT化に向けた議論が重ねられていますが、当該手続に関する法令にも、改正民事訴訟法が適宜準用されることが想定されることもあり、極めて重要な改正となっています。

なお、改正民事訴訟法は、公布の日(2022年5月25日)から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日を施行日とされますが(附則1条)、一部は先行して施行されることとなります<sup>2</sup>。

### 2 民事裁判手続のIT化の経緯

日本の民事裁判手続のIT化は、諸外国に比べて非常に後れています<sup>3</sup>。

2004年には、民事訴訟法に、裁判書類のオンラインによる提出のための規定(現行法132条の10)が置かれ、また2006年には支払督促手続についてオンラインでの申立てが可能となりましたが、最高裁規則等が整備されていないため、いまだオンライン化が進んでおりません。その中で、2017年6月、「未来投資戦略2017」が閣議決定され、民事裁判手続のIT化が重要な政策課題の1つと位置付けられ、その後「未来投資戦略2018」に基づき民事裁判手続等IT化研究会が発足

し、IT化実現のための検討が行われてきました。

その結果、民事裁判手続のIT化が段階的に進められることとなり、まずは法改正が必要なく運用で実現できるものとして、2020年2月からウェブ会議(Teams)を利用した争点整理の新しい運用が開始されました。

また、2022年2月からは、一部の省庁において、mintsと呼ばれる民事裁判書類の電子提出システムにより、準備書面等のウェブ提出が開始されるに至りました。

そして、裁判手続のIT化をさらに進めるための次のステップとして法改正が必要なものに取り組むこととなっていたことから、法制審議会・民事訴訟法(IT化関係)部会における審議を経て、今般、改正民事訴訟法が成立しました。

### 3 改正民事訴訟法の概要

改正民事訴訟法の概要は以下のとおりです。

#### ① 訴状等のオンライン提出化、送達のオンライン化

訴状等のオンライン提出が可能となり、裁判所からの送達もオンラインによることが可能となりました。また、弁護士等は、オンライン提出及び送達が義務化されました。

#### ② ウェブ参加による裁判手続の実施

ウェブ参加が可能な期日が拡充され、ウェブ参加が可能となる要件が緩和されました。

#### ③ 訴訟記録の電子化等

訴訟記録は原則電子化され、当事者はオンラインでの閲覧が可能となりました。

1: 法律案要綱(<https://www.moj.go.jp/content/001368843.pdf>)。新旧対照表(<https://www.moj.go.jp/content/001368845.pdf>)

2: 住所、氏名等の秘匿制度(公布後9月以内)、電話による期日への参加の要件緩和(公布後1年以内)、ウェブ会議による口頭弁論の期日への参加(公布後2年以内)等があります。

3: 杉本純子「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou5.pdf>)。

平岡敦「韓国における裁判手続等のIT化進展状況」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou4.pdf>)。

笠原毅彦「欧州における裁判のICT化」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai2/siryou6.pdf>)

#### ④ 秘密の保護手続の創設

当事者等の住所・氏名等の秘匿制度が創設され、相手方当事者等に対し当事者の住所・氏名等を秘匿することが可能となりました。

#### ⑤ 法定審理期間訴訟手続の創設

当事者双方の申出・同意があれば、手続開始から6月以内に審理を終結する制度が創設されました。

## 4 各制度の説明(民事裁判手続のIT化関連)

### (1) - 1 訴状等のオンライン提出化(上記①)

#### 【改正前】

インターネットを用いた申立てその他の申述(以下「申立て等」)は可能とする規定はありますが(現行法132条の10)、最高裁判所の定める裁判所に対して申立て等を行う場合に限られる等、オンラインにて申立て等ができる場合は限定されています。

#### 【改正後】

民事訴訟におけるすべての手続について、すべての裁判所において、オンラインにて申立て等が可能となりました(改正法132条の10第1項関係)。そして、弁護士は、オンラインにて申立て等を行うことが義務付けられました(改正法132条の11)。

### (1) - 2 送達 of オンライン化(上記①)

#### 【改正前】

送達は、送達すべき書類(紙媒体)を、郵便等を利用して、送達を受けるべき者等に実際に交付して行われます(現行法101条)。

また、公示送達は、裁判所の掲示場に掲示する方法により行われます(現行法111条)。

#### 【改正後】

送達は、原則は電磁的記録を出力した書面で行いますが

(改正法109条)、オンラインによる送達を受ける旨の届出がなされていれば、当該方法(送達を受ける者がシステムにアクセスして閲覧又はダウンロードにより受領)による送達が可能となりました(改正法109条の2第1項)。そして、オンラインによる申立て等が義務化される弁護士については、送達を受ける旨の届出がなされていなくても、オンラインによる送達が可能となりました(改正法109条の4第1項)。

これに伴い、公示送達もオンライン化され、①最高裁判所規則で定める方法による閲覧のための措置(ホームページ掲載を想定)をとるとともに、②裁判所の掲示場に掲示、又は裁判所に設置した端末上で閲覧できる状態に置く措置をとることになりました(改正法111条)。

なお、外国への送達については、実質的な改正はなく、引き続き送達を受けるべき者等に実際に交付して行わなければなりません。

### (2) ウェブ参加による裁判手続の実施(上記②)

#### 【改正前】

口頭弁論期日は、必ず当事者が裁判所に出頭する必要があります(現行法87条)。また、ウェブ会議を利用した弁論準備手続が裁判手続において開催されるようになりましたが、そのためには当事者が「遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を満たす必要があり、また一方の当事者の裁判所への出頭が必要とされています(現行法170条3項、民事訴訟規則96条1項)。書面による準備手続では、当事者の裁判所への出頭は不要なものの、上記の遠隔地要件は課されています(現行法175条)。

証人・当事者尋問については、原則として法廷に所在して行う必要があり、テレビ会議システムによる尋問の制度(現行法204条、210条)はあるものの、そのためには厳しい要件(遠隔地に居住することや、証人等が圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあること等)を満たす必要があります。

## 【改正後】

裁判所が相当と認めるときは、口頭弁論期日もウェブ会議によることが可能となりました(改正法87条の2第1項)。なお、口頭弁論期日のインターネット中継(傍聴)については、規定は定められませんでした。また、弁論準備手続も、裁判所が相当と認めるときは、当事者の裁判所への出頭がなくてもウェブ会議による開催が可能となり、遠隔地要件も廃止されました(改正法170条3項)。また、書面による準備手続についても、遠隔地要件が廃止されました(改正法175条)。

証人・当事者尋問については、ウェブ会議による尋問のための要件が緩和されたほか、当事者に異議がなければウェブ会議による尋問が可能となりました(改正法204条、210条)。また、裁判所が相当と認めれば、当事者の意見を聴いて、裁判所外でウェブ会議を用いた証拠調べをすることも可能となりました(改正法185条3項)。

## (3) 訴訟記録の電子化等(上記③)

## 【改正前】

訴訟記録は、基本的に紙媒体で保有することになっています。例外的に認められているオンライン申立て等がなされた場合も(現行法132条の10)、裁判所書記官は書面に出力して紙媒体で保有することになっています(同条5項)。

裁判官は、判決・決定・命令は、紙媒体の判決書・決定書・命令書を作成して行わなければなりません(現行法252条、253条、122条)。また、裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに紙媒体の調書を作成しなければなりません(現行法160条)。

当事者等が訴訟記録の閲覧謄写をする場合には、訴訟記録の存する裁判所に直接出向いて行わなければなりません。

## 【改正後】

弁護士が訴訟代理人の場合は、裁判書類はオンライン提出が義務化されており、裁判所は提出された電子的記録について、書面へ出力する必要はありません。また、例外的に申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は電子化して裁判所のファイル(システム)に記録しなければなりません(改正法132条の12)。

判決は、判決の内容を記録した電磁的記録(電子判決書)を作成して行うことになり(改正法252条1項)、決定書・命令書も、同様に電磁的記録により行われることとなります。調書も同様に、期日ごとに電子的記録(電子調書)を作成し、ファイルに記録することになります(改正法160条)。

また、訴訟記録の閲覧謄写については、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、オンラインにて閲覧謄写することが可能となります(改正法91条の2第2項)。ただし、利害関係のない第三者がオンラインにて閲覧できる規定までは、設けられませんでした。

## 5 実務に与える影響及び今後の展望等

改正民事訴訟法の施行(公布の日(2022年5月25日)から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされます(附則1条。))により、諸外国より後れをとっていた民事裁判手続について、IT化が大幅に進むことが想定されます。これにより、民事裁判手続が効率化され、手続が迅速に進められることが期待されます。

ただし、法律はできましたが、どのようなシステムを使ってオンライン化をするのか等、法律の具体的な運用方法等は今後定められることになっておりますので、引き続き状況を注視する必要があります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】